



7月は実績給が別振り込み 9月15日からは通常どおり

7月給与 = 基本給 + 実績給 (6月上旬) + 実績給 (5月下旬)

15日、法人に移行して初めての給与が支払われました。振り込まれた金額を見て「どうしてこんなに少ないの!」という問い合わせが労組本部に来ています。組合は10年間の昇給額の保証で合意しています。一方的に賃金が減額されているということなどありませんから安心してください。今回15日の支払いは基本給と実績給(超過勤務手当等)が別々に振り込まれています。実績給は5月15日から6月15日までの分が7月15日に支払われます。しかし今回は、これが2回に分けて支払われました。5月下旬分は、6月15日の給与でまとめて払った病院と、6月23日に支払われた病院があります。6月15日までの分は、7月15日に6月実績給として支払われています。ですから本来7月15日に全額支払われるものが、3回に分けて支払われているので、「目減り」しているように見えしまうのです。6月下旬分を含む8月も分割支給、9月15日より通常になります。新法人になり下図(「新しい人事給制度について」9P)のように給与の構成が変化しています。調整額は夜勤者への手当21,500円から下図のように名前は同じでも内容が変化していますのでご注意ください。

【主事】



基本給が移行前より下回らないよう、調整額を支給

【主任・係長】



基本給が移行前より下回らないよう、調整額を支給

感染急拡大! 出勤できない職員が次々と

職員が感染(子どもからの感染が多発)、濃厚接触者になり出勤できなくなる事態が多発しています。病床利用率がまだ低いと言われていますが、働く人がいなければ病床は機能しないのです。このままでは病床利用率が低くても、職員が出勤できず医療提供に支障をきたす可能性があります。人員にゆとりがなければ危機は乗り切れないのです。



発行 **地方独立行政法人都立病院機構労組**

@toritubyoin_ro 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は? いますぐチェック →



LINE@
都立病院労組

職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

